

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和8年4月28日  
厚生労働省労働基準局  
安全衛生部労働衛生課

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案について、令和8年2月19日（木）から同年3月20日（金）まで御意見を募集したところ、8件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。取りまとめの都合上、いただいた御意見は、適宜要約しております。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	<p>改正案では、施行日以降の辞任・解任について報告を義務付けるものと解されるが、施行日時点で既に産業医が不在（過去に辞任・解任済み）であり、かつ後任が選任されていない事業場に対しても、速やかな報告を求める経過措置を設けるべきである。</p> <p>ただし、長期間選任が滞っている事業者への急な義務化は混乱を招くおそれがあるため、施行前の十分な周知期間の確保と広報を前提とした上で、本経過措置を規定することを求める。</p>	<p>本改正については、施行後に新たに報告を義務付け、罰則を設けるものであることから、施行日から遡っての適用は行いません。</p> <p>また、施行日までの間、産業医が選任されるべき事業場にもかかわらず、選任されていない場合には、適切に産業医の選任がなされるよう、今般の改正省令の内容と合わせて周知・指導を図ってまいります。</p>
2	<p>提案された内容に賛成です。</p> <p>現在、労働基準監督署への届出状況は、事業所において確認できないようです。</p> <p>オンライン上で、届出状況が把握できれば、担当者を変更した場</p>	<p>御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、e-Govにおいては、報告内容について、「申請書控えダウンロード」機能等により、控えを取得することができます。また、事業場にお</p>

	<p>合においても、現状を把握できるため、ご検討をお願いします。</p>	<p>いて労働基準監督署への届出の状況が把握できない等の場合は、管轄の労働基準監督署にご相談いただくことが可能です。</p>
<p>3</p>	<p>意見 1  従来より産業医の選任、解任報告を行う様式と同一様式で行ってきた総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者の解任報告を義務付けないのですか？  義務付けないのであれば、労基は事業場の安全衛生管理体制を適切に把握し、遵法状況を確認できないこととなりますが、それでいいのですか？</p> <p>意見 2  解任の報告は選任報告と同じく電子申請を義務付けるのですか？</p> <p>意見 3  報告形式について、電子申請義務化以前より労基は既存の様式による解任のみの報告を受け付けていました。</p>	<p>(1について)  今回の産業医の解任報告の義務づけは、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）の国会附帯決議において、「十九 産業医の選任義務のある労働者数五十人以上の事業場で産業医が選任されていない事業場に対して、その選任を促すとともに、産業医の解任を行ったことを労働基準監督署が把握することができる仕組みの検証を行うこと」とされたことを踏まえたものであり、事業者との委託契約により、選任が行われることが多い産業医について、監督署が選任状況を適切に把握できるようにする趣旨です。  このため、本改正では、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者については対象にしておりません。</p> <p>(2及び3について)  解任報告については、原則として電子申請によることを義務付けることとしており、報告の項目は、労働安全衛生規則（昭和47年省令第32号）第2条第2項第1号から第3号まで及び第8号に掲げる事項としており、様式は定めていません。ただし、当面の間、選任報告の様式を活用した書面による報告も可能となっています。</p>

<p>現在も、労働安全衛生法入力支援サービスで、紙面での届出であれば解任のみの報告書を作成する機能があります。</p> <p>今回の改正にあっても上記対応を継続、拡大し、電子申請でも申請種別を増やすことなく、既存の申請フォームを改修する方向で対応してほしいです。</p> <p>意見 4</p> <p>従来の様式を踏襲して報告できる場合、事業者職氏名を記載することになりますが、その定義を可能な限り明確に示してほしいです。</p> <p>事業者は法人であることは理解していますが、法人である以上、職も人名ありません。</p> <p>個人事業者だけが職氏名を書くべきであれば、現在の電子申請ではいずれでも全て記載するよう案内が表示されるため矛盾しています。</p> <p>過去の通達では提出者名義の取扱いを言及したのも公開されていますが、提出者名義と事業者職氏名とでは言葉が異なるため、情報の整理をしてほしいです。同じなら同じだと明言してください。同じ会社で同様の組織構成であっても労基ごとに説明が違うためわかりづらいです。</p> <p>また、電子申請には旧様式や電子公文書に表示のない申請者情報を記載する欄があり、事実上の重複記載を求められているよう</p>	<p>(4 (事業者職氏名) について)</p> <p>事業者職氏名には、法人の場合は法人名及び法人代表者の役職、氏名を記載していただくこととなります。</p> <p>また、労働基準局長通達において、通常の事業活動として支店、事業場等の単位で処理している事項を内容とするものの提出者名義については、当該事業場に係るこれらの報告等を行なう職務権限が当該支店、事業場等の長に委譲されている場合には、当該事業者名を記載したうえ、当該支店、事業場等の長の職および氏名で行っても差し支えないものとしています。</p> <p>その他、いただいた御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、電子申請の際に記載いただく情報である申請者情報等につきましては、全省庁の申請において共通事項として設定されている項目のため対応が困難となります。</p> <p>「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」においては、帳票入力データを</p>
--	--

	<p>にもみえますこれらの差異の説明や、統合による簡略化を希望します。</p> <p>意見4 産業医については、法人内の全事業場で一括の非専属契約を結んでいる場合もあるため、労基法の就業規則届のように、本社一括届出制度を安衛法にも導入してほしいです。</p>	<p>一部保存いただくことで、共通する入力部分を省略できますので、そちらの利用もご検討ください。</p> <p>(4 (本社一括) について) 労働安全衛生法令に基づく各種報告については、各事業場に適用される事項に関する報告であることから、所轄の労働基準監督署に対して行っていただくことが適当であると考えています。</p>
4	<p>産業医の解任届制度を新たに整備することについては、事業場における産業医の選任状況を適切に把握し、産業医制度の適正な運用を確保する観点から、基本的に意義のある取組であると考えられる。</p> <p>一方で、解任届制度の整備にあわせて、以下の事項について検討することが望ましいと考える。</p> <p>行政記録に基づく一定周期での選任継続確認の仕組み 産業医の基本的職務(事業場巡視、面接指導、衛生委員会参加等)が実施されていることを確認できる最低限の制度的枠組み 産業医制度の社会的信頼性を確保する観点からも、本改正を契機として、産業医制度が労働安全衛生法の趣旨に照らして実効的に機能しているかについて、制度の実態把握および必要に応じた制度検証が行われることを期待する。</p>	<p>いただいた御意見につきまして、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、これまでと同様、産業医制度等の労働安全衛生法令に規定された取組が事業場において適切に行われるよう、事業者等への周知啓発に努めるほか、今般の改正省令の施行の際等の機会も捉え、引き続き、適切な対応が行われるよう周知・指導を図ってまいります。</p>

※上記のほか、4件の今回の意見募集の内容に関係ない御意見をいただきました。

※2月13日(金)から2月19日(木)までの期間、資料が閲覧できない状況にあり

ましたが、資料を差し替えその時点から 30 日の意見募集期間が確保されるよう期限を延長いたしました。